

2017年 3月 8日

大阪府立公衆衛生研究所
所長 山本 容正 様

大阪府職員労働組合健康福祉支部

公衆衛生研究所分会

分会长 河合 実生



2017年度 要求・要望書

大阪府立公衆衛生研究所職員の労働条件を改善し、公衆衛生の総合的研究を進める大阪府の研究機関としてふさわしい検査・調査・研究体制を確立するために、下記の通り要求・要望します。

要求書

- 01.これまでの労使慣行等を遵守すること。
- 02.独立行政法人化するにあたっては、地方独立行政法人法の附帯決議を尊重し、勤務労働条件等については、合意を前提に十分な協議を尽くすこと。
- 03.地法独立行政法人の勤務労働条件等については、以下の事項を遵守すること。
 - ① 従前の労使慣行を遵守し、公衆衛生研究所と分会で合意・確認した事項は法人に引き継ぐこと。
 - ② 勤務労働条件は現状を低下させず、充実・改善すること。
 - ③ 職員が所属した組織の違いで、勤務労働条件に差を設けないこと。
 - ④ 地法独立行政法人化を理由とした降任・降格は一切行わないこと。
 - ⑤ 賃金リンクを伴う人事評価を行わないこと。
 - ⑥ 不利益変更については合理的な説明を行い、職員の納得を得ること。
 - ⑦ 地域手当は16%支給すること。
 - ⑧ 特殊勤務手当の趣旨を考慮し、法人化後も特殊勤務手当を支給すること。
 - ⑨ 主幹研究員については、法人化前の所属に関係なく公平公正に昇任を行うこと。

- ⑩ 保育特別休暇の創設など、仕事と家庭の両立支援を拡充すること。
 - ⑪ 専門業務型裁量労働制を導入しないこと。
 - ⑫ 承継・派遣については、本人の意思を十分に尊重すること。
 - ⑬ 派遣の期間については、本人の希望を尊重するよう配慮すること。
 - ⑭ 法人の設置および機能強化について、大阪府は、設置団体としての責任を果たし、承継される職員の雇用を守ること。
04. 法人の機能強化として展開される新たな事業を実施するにあたっては、地方衛生研究所としての従来業務に支障が生じないよう、従来業務にあたる人員削減を行わず、適切な労働条件を確保すること。
05. 管理職を含め、人事の明朗化につとめ、人事異動については本人の意志を尊重し納得を得て行い、職員の技能を十分に発揮させること。また、技術の継承など当該職場の業務に支障がないように配慮すること。
06. 統合・独立行政法人化や一元化施設の建築・移転について、職員の勤務労働条件等に係ることは、事前に職員に周知し、職員の意見を反映すること。
07. 退職等で欠員が生じた場合は、欠員が生じている所属職員の労働条件が悪化しないよう必要な対策を講じること。
08. 職員が産休・育休を取得するにあたっては、担当業務に支障をきたさず、他の職員に過重負担がかからないようにするために、業務内容に適した代替職員を確保する等の必要な措置を講ずること。
09. 職員の労働条件の向上を図るため、職場環境の整備・改善に向けた必要な措置を講じること。
10. 労働環境の悪化をもたらすパワハラ、セクハラ等のハラスメントを防止するための必要な対策を講じること。
11. ヒト生体試料の混入が疑われる検体を扱う職員については、あらゆる危険性を考慮し、可能なワクチン接種を実施する等、職員の安全に配慮すること。特に、糞便からのA型肝炎ウイルス感染を未然に防ぐため、糞便検体や生活排水等の環境水検体を扱う職員に対し、A型肝炎ウイルスワクチンを接種すること。
12. 移転後の貸与被服の洗浄について、定期的クリーニングも含め検討を行うこと。

*全序的な要求

以下の項目は全序的な問題として解決されるものであるが、公衛研の職員の労働条件に大きく関わるものである。所としても関係機関に働きかけるよう求めるものである。

01. 給与の削減をしないこと。
02. 特殊勤務手当の支給範囲を拡大すること。
 - ア) 感染性試料取り扱い手当の対象を広げること（一類、二類に限らず）。
 - イ) 治療法の見つかっていない病原微生物取り扱い者の手当を新設すること。
 - ウ) ダイオキシンなど特に毒性が強い化学物質を取り扱う場合の手当を新設すること。
 - エ) 危険物取扱者の手当を新設すること。
03. 出産や育児、介護等の休暇制度を拡充し（保育特休の復活、年次有給休暇の取得改善等）、労働条件の改善に向けた必要な措置を講ずること。
04. 業務上必要なワクチン接種（肝炎ワクチン等）は、出張扱いにすること。
05. 時短と労働条件改善のため、1日の勤務に要する時間を拘束8時間（休憩時間を含む）とすること。
06. 獣医師職・薬剤師職以外の研究員の育休・産休代替についても、業務の専門性を考慮し、他の職員に過重負担がかからないよう対策を講じること。
07. 「新人事評価制度」による評価結果の賃金リンクは行わないこと。
08. 人間ドックは、希望者全員が受診できるようにすること。また、女性検診を年1回受診できるようにすること。
09. メンタルヘルス対策を充実させること。
10. 1日付けの採用でない職員の交通費については、必要額を全額支給すること。

要望書

（1）人事および組織・機構について

01. 独立行政法人に移行した後の業務の運営方法については、現状を低下させず、充実・改善すること。
02. 統合・独立行政法人化や一元化施設の建築や移転に係るすべての事項について、何らかの進展が見られた場合には速やかにその情報を職員に周知し、

職員の建設的な意見を十分に取り入れること。

03. 「機能強化」するという 5 項目（精度管理室の設置、危機管理情報の専門部署設置、疫学調査研究チーム、中核市の支援、産業界支援）について、業務内容やその実効性を職員に周知し、職員の建設的な意見を十分に取り入れること。
04. 相対評価を中止すること。
05. 府民の健康危機管理に対応するための必要な人員の確保に努めること。
06. 正規職員の補充にあたっては職場の年齢構成を考慮すること。
07. 新規採用にあたっては、学歴の中斷にならず、また多様な人材が確保できるよう適切な時期に選考を行い、4月 1 日付けで採用すること。そのとき、任期付研究員での採用はしないこと。
08. 所属長を含め管理職は、公衆衛生行政に対する地方衛生研究所の責務を理解し、その遂行に適した者を正規職員として任用すること。

（2）予算等について

01. 独法化後も地方衛生研究所としての機能を維持・強化するために、必要な予算と人員を確保すること。また、備品の保守点検・更新、高額備品の購入・更新を計画的に実施できるように、予算を運用すること。
02. 検査業務を滞りなく遂行するために必要な機器類については、大阪府が責任を持って整備・更新を行うこと。

確認事項

01. 職員の勤務労働条件の変更事項については必要に応じて分会と協議し、決定事項については、実施前に部課長を通じて職員に周知すること。
02. 再任用者の採用にあたっては、本人の生活権に配慮するとともに、研究所の特性上、本人の意向と技能を重視し、適材適所に配属されるようにすること。
03. 産休、育休、生理休暇などの制度について管理職に周知徹底すること。
04. 管理職は妊娠、出産、育児に係る職員についてはその状況に十分留意し、人事管理について十分に配慮すること。
05. 妊娠、授乳中の職員について、本人の希望があれば有機溶媒等を扱う業務からはずすこと。
06. 特に管理職は、公衛研が関わる問題の会議等に積極的に介入し、本庁に対し公衛研の重要性を知らしめること。
07. 公衛研の設置目的、機能、役割等に関連する研究については、研究者の自主性を引き続き、尊重すること。
08. 学会への参加及び論文発表を重要な業務として明確に位置づけること。また学会参加費及び論文投稿費については、必要な予算を全額措置するよう努めること。
09. 論文発表及び学会活動以外の検査業務についても適正に評価すること。
10. 部課長会での連絡事項が正確かつ速やかに全所員に伝わるよう、管理職に徹底すること。
11. 部・課・グループの運営は、部・課員の意見を十分尊重して行うこと。
12. 部屋の配置、使用目的、設備などについては民主的な協議を行うこと。
13. 安全衛生委員会を労働安全衛生法と大阪府職員安全衛生管理規定の趣旨に基づいて、引き続き少なくとも年3回以上開くこと。
14. 安全衛生委員会、感染症防止対策委員会などを含む所内の安全に関する委員会の十分な連携に努めること。
15. 組合所属や組合歴によって、昇任・昇格、異動等の差別を行わないこと。
16. 正規の組合活動に対し管理職が介入的言動を行わないように周知徹底すること。
17. 組合と当局の合意事項はすべての管理職に徹底し、すべての管理職がそれを遵守し、混乱が起こらないようにすること。

18. 不備な施設・設備を引き続き、改善していくこと。
 - ① 実験室の環境を引き続き改善すること（実験台やブラインド等の更新）。
 - ② 労働安全衛生上、有機溶媒などを取り扱う実験室においては換気、排気が十分に行うなど、健康被害が起こらないように職場環境の改善に向けた必要な措置を講じること。
19. 備品更新を行うための予算確保に努め、備品の計画的なメンテナンスが実施できるよう対応すること。
20. 消耗品台帳に登録された機器及び消耗品として購入された機器の修理費用の予算については、可能な限り所要額確保に努めること。
21. 消耗品費の発注締め切り日を可能な限り遅くし、緊急を要する場合等の発注については、締め切り日以降においても可能な限り柔軟に対応すること。
22. 図書の継続購入や ILL システムの利用継続の維持等を含め、業務に必要な情報（論文、雑誌等）を収集するための必要な措置を講じること。
23. 現行の ILL システム運用方法による迅速な情報収集状況を維持、充実すること。また、ILL システム自体の廃止の可能性を見据え、新たな情報収集の方法も検討すること。
24. 深夜に及ぶ時間外勤務命令を行う場合は、帰宅するための交通手段等を確保すること。
25. 業務上必要となる危険物取扱者の免状書換の手数料が職員の個人負担にならないよう措置を行うこと。
26. 地震対策のため、施設の脆弱な個所は補修し、危険物等の転倒対策に万全を期すること。
27. 感染性試料取扱いに関する安全衛生対策を充実すること。
28. 化学物質取り扱いに関する安全衛生対策を充実すること。
29. 管理職は常に課員の健康状態に留意し、業務の割り振りに配慮すること。
30. 冷暖房は、期間でなく気温と連動した弾力的な運転を行うこと。
31. 廃棄物滅菌時に発生する悪臭対策を充実すること。
32. 緊急時用シャワーを定期的に点検すること。
33. 休養室の寝具類や事務室内のカーテン等を定期的に点検し、クリーニングなど必要な管理を行うこと。
34. 庁舎及び職員の安全のため、外来者の受付、記帳及び名札等による確認方法を徹底させること。

35. 火災および地震を想定した訓練等を定期的に実施すること。
36. 洗浄設備(洗濯機)を設置する場合には、設置場所等の相談に対応すること。
37. 時間外勤務については 36 協定を遵守し、時間外勤務の適正化を図ること。
38. 室の気温が 10°C以下になる執務室において時間外業務を実施する必要が生じたときは、「労働安全衛生法に基づく事務所衛生基準規則」第 4 条第 1 項の規定による温度調節の措置を講じるため、時間外勤務命令をする際に補助暖房器具の使用を促すよう、各課長に伝えること。